

二 (2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

- (1) 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が三・五又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

二 (2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

- (1) 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

（3） 本 入院基本料5

- (1) 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

障害者施設等入院基本料の注2に規定する入院基本料

イ 入院基本料1

- (1) 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

ロ 入院基本料2

- (1) 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が二・五又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

ハ 入院基本料3

- (1) 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

二 入院基本料4

- (1) 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が三・五又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

ハ 入院基本料5

- (1) 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

八 老人病棟老人入院基本料の施設基準等

（1） 通則

老人病棟は、老人入院比率が六割を超える病棟であること（医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号）による改正前の医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九条に規定する員数の医師並びに看護師及び准看護師を有している病院の病棟及び地域の実情に照らし特別の事情があると認める病院の病棟等として都道府県知事が認めるものを除く。）。

八 老人病棟老人入院基本料の施設基準

（2） 老人病棟老人入院基本料の施設基準

イ 老人入院基本料1

- (1) 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。
- (3) 当該病棟における看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ 老人入院基本料2

- (1) 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。
- (3) 当該病棟における看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

八 老人入院基本料 3

- ① 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

③ 当該病棟における看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

二 老人入院基本料 4

- ① 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

二二

- ③ 当該病棟における看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

二三九

- ② 当該病棟における看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が八又はその端数を増す

(3) 老人病棟老人入院基本料の注2に規定する老人特別入院基本料

- 次のいずれかに該当するものであること。
当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すこと

は一未満であること

- 当該病棟における看護補助者の数は、
当該病棟の入院患者の数がハ又はその端数を増すごとに一未満であること。

射薬の費用

老人病棟老人入院基本料（老人特別入院基本料を含む。）を算定して、その患者に対する行つ

第五 診療所の入院基本料の施設基準等

通則

- (3) (2) (1) 医療法第一条の五第二項に規定する診療所（以下単に「診療所」という。）であること。
当該保険医療機関を単位として看護を行うものであること。
看護は、当該保険医療機関の看護師、准看護師又は当該保険医療機関の主治医若しくは看護師の指示を受けた看護補助者が行うものとする。

二
不

- (有反語病所入院基本料の法)に規定する入院基本料の加算を算出

四

- 当該診療所（療養病床を除く。）における看護職員の数が、五以上である」と。
〔洋人完基本斗3 及び 〕〔洋人完基本斗3〕

- (2) I 群 入院 基本料 1に係る加算の施設基準
当該診療所(療養病床を除く。)における看護師の数が、三以上であること。

三
有

- (1) 通則 療養病床であること。

有床診療所療養病床入院基本料の注₁に規定する入院基本料の施設基準
イ 当該療養病床における看護職員の数は、当該療養病床の入院患者の数が六又はその端数を

- 有床診療所・療養病床入院基本料の割合に規定する入院基本料の施設基準

増すごとに一以上であること。

ロ 当該療養病床における看護補助者の数は、当該療養病床の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 有床診療所療養病床入院基本料（老人有床診療所療養病床入院基本料を含む。）に含まれる費用及び含まれない注射薬の費用

有床診療所療養病床入院基本料（特別入院基本料を含む。）を算定している患者に対して行った検査、投薬、注射並びに別表第五に掲げる画像診断、リハビリテーション及び処置の費用（ファイルの費用を含む。）は、当該入院基本料に含まれるものとし、同表に掲げる注射薬は、当該入院基本料に含まれないものとする。

第六 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策の基準

一 入院診療計画の基準

- (1) 医師、看護師等の共同により策定された診療計画であること。
- (2) 病名、症状、推定される入院期間、予定される検査及び手術の内容並びにその日程、その他入院に関し必要な事項が記載された総合的な診療計画であること。
- (3) 当該診療計画が入院した日から起算して七日以内に、患者に対し文書により交付され説明がなされること。

二 院内感染防止対策の基準

- (1) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌等の感染を防止するにつき十分な設備を有していること。
- (2) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌等の感染を防止するにつき十分な体制が整備されていること。
- (3) 医療安全管理体制の基準
医療安全管理体制が整備されていること。

三 医療安全管理体制の基準

四 褥瘡対策の基準

- 褥瘡対策につき十分な体制が整備されていること。
日常生活障害加算及び痴呆加算の基準

第七 日常生活障害加算の基準

一 身体障害の状態にあり、日常生活を送る上で介助が必要な状態であること。

二 痴呆加算の基準

- 痴呆の状態にあり、日常生活を送る上で介助が必要な状態であること。

三 入院時医学管理加算の施設基準

- (1) 常勤の医師（歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院にあつては、歯科医師）の員数が、医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床数（以下「許可病床数」という。）に百分の十二を乗じて得た数以上（許可病床数が百床未満の病院にあつては、常勤の医師（歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院にあつては、歯科医師）の員数が九以上）であること。

- (2) 入院以外の患者数を入院患者数で除して得た数が十分の十五以下であること。

二 紹介外来加算・紹介外来特別加算の施設基準

イ 許可病床数が二百床以上の病院であること。

- ロ 地域医療支援病院にあつては、地域医療支援病院紹介率が百分の三十以上であること。
ハ 地域医療支援病院以外の病院にあつては、紹介率が百分の三十以上であること。

二 紹介外来特別加算

- 入院以外の患者数を入院患者数で除して得た数が十分の十五以下であること。

三 急性期入院加算の施設基準

- 地域医療支援病院にあつては、地域医療支援病院紹介率が百分の三十以上であること。
当該一般病棟の入院患者の平均在院日数が十七日以内であること。

二 紹介録管理体制加算に係る届出を行つた保険医療機関であること。

- 医療安全管理体制の基準を満たしていること。
急性期医療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

四 急性期特定入院加算の施設基準

地域医療支援病院にあつては、地域医療支援病院紹介率が百分の三十以上であること。

地域医療支援病院以外の病院にあつては、紹介率が百分の三十以上であること。

当該一般病棟の入院患者の平均在院日数が十七日以内であること。

入院以外の患者数を入院患者数で除して得た数が十分の十五以下であること。

診療録管理体制加算に係る届出を行つた保険医療機関であること。

医療安全管理体制の基準を満たしていること。

急性期医療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

急性期医療を行うにつき適切な施設を有していること。

診療実績評価の基盤が整備されていること。

地域医療との連携体制が確保されていること。

地域医療支援病院入院診療加算2の施設基準

紹介患者加算の施設基準(1)のイを満たしていること。

診療録管理体制加算の施設基準

患者に対し診療情報の提供が現に行われていること。

診療記録の全てが保管及び管理されていること。

一名以上の専任の診療記録管理者の配置その他診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

中央病歴管理室等、診療記録管理を行うにつき適切な施設及び設備を有していること。

入院患者について疾病統計及び退院時要約が作成されていること。

紹介患者加算の施設基準(1)のイを満たしていること。

難病患者等入院診療加算に規定する疾患及び状態は、別表第六に掲げる疾患及び状態とする。

難病患者等入院診療加算に規定する疾患及び状態は、別表第六に掲げる疾患及び状態とする。

(1) 難病患者等入院診療加算に規定する疾患及び状態は、別表第六に掲げる疾患及び状態とする。

(2) 当該病棟における看護職員及び看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。

九 (1) 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算に規定する状態

イ 介助によらなければ座位が保持できず、かつ、人工呼吸器を使用する等特別の医学的管理が必要な状態が六月以上継続している状態であること。

ロ 超重症児（者）の判定基準による判定スコアが二十五点以上であること。

(2) 準超重症児（者）入院診療加算に規定する準超重症の状態

イ 超重症の状態に準ずる状態であること。

ロ 超重症児（者）の判定基準による判定スコアが十点以上であること。

十 新生児入院医療管理加算の施設基準

(1) 新生児入院医療管理が必要な状態にある新生児を概ね七割以上入院させている一般病棟の病室であること。

(2) 新生児入院医療管理を行うにつき必要な小児科の医師が常時配置されていること

(3) (2) 当該病室における看護職員の数は、常時、当該病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに一以上であること。

新生児入院医療管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

新生児入院医療管理を行うにつき十分な構造設備を有していること。

看護配置加算の基準

入院基本料3及び入院基本料4を算定する場合に係る基準

当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

入院基本料5、入院基本料6及び入院基本料7を算定する場合に係る基準

当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

看護補助加算の基準

(1) 四対一看護補助加算

イ 当該病棟における看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

入院基本料5、入院基本料6及び入院基本料7を算定する病棟であること。

(2) 五対一看護補助加算

イ 当該病棟における看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

入院基本料4、入院基本料5、入院基本料6及び入院基本料7を算定する病棟であること。

(3) 六対一看護補助加算

イ 当該病棟における看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

入院基本料3、入院基本料4、入院基本料5、入院基本料6及び入院基本料7を算定する病棟であること。

(4) 十対一看護補助加算

イ 当該病棟における看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。

入院基本料2、入院基本料3、入院基本料4、入院基本料5、入院基本料6及び入院基本料7を算定する病棟であること。

(5) 十五対一看護補助加算

イ 当該病棟における看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すことにより一以上であること。

入院基本料2、入院基本料3、入院基本料4、入院基本料5、入院基本料6及び入院基本料7を算定する病棟であること。

十三 通則

(1) イ 当該保険医療機関のすべての病棟が(2)から(6)までに規定する基準のいずれかに適合していること。

看護職員及び看護補助者の労働時間が適切なものであること。

(2) イ 夜間勤務等看護1

イ 夜勤を行う看護職員の数が二以上であつて、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。

夜勤を行う看護職員の一人当たりの月平均夜勤時間数が七十二時間以下であること。

(3) イ 夜間勤務等看護2

イ 夜勤を行う看護職員の数が二以上であつて、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。

夜勤を行う看護職員の一人当たりの月平均夜勤時間数が七十二時間以下であること。

(4) イ 夜間勤務等看護3

イ 夜勤を行う看護職員の数が二以上であつて、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すごとに一以上であること。

夜勤を行う看護職員の一人当たりの月平均夜勤時間数が七十二時間以下であること。

(5) イ 夜間勤務等看護4

イ 夜勤を行う看護職員の数が二以上（療養病棟又は老人病棟にあつては、二のうち一を見護補助者とすることができる。）であること。

夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数が、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すごとに一以上であること。

ハ 夜勤を行う看護職員及び看護補助者の一人当たりの月平均夜勤時間数が七十二時間以下であること。

(6) イ 夜間勤務等看護5

イ 夜勤を行う看護職員の数が二以上（療養病棟又は老人病棟にあつては、二のうち一を見護補助者とすることができる。）であること。

口 夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数が、当該病棟の入院患者の数が三十又はその端数を増すことに一以上であること。

ハ 夜勤を行う看護職員及び看護補助者の一人当たりの月平均夜勤時間数が六十四時間以下であること。

十四 特別看護加算・特別看護長時間加算に関する基準等

(1) 特別看護加算を算定する患者に係る基準
病状から判断し常態として次の各号のいずれかに該当すること。

イ 重篤の状態にあり、絶対の安静及び医師又は看護師による常時の監視を必要とし、隨時適切な処置を講じる必要があること。

ロ 手術後のため、医師又は看護師による常時の監視を必要とし、隨時適切な処置を講じる必要があること。

(2) 特別看護加算を算定する看護に関する基準

イ 一人付特別看護加算1
当該患者が入院している保険医療機関の看護師が専ら特定の患者一人を担当する看護であること。

ロ 一人付特別看護加算2
当該患者が入院している保険医療機関の看護師が専ら特定の患者一人を担当する看護であること。

ハ 二人付特別看護加算1
当該患者が入院している保険医療機関の看護師が専ら特定の患者二人を担当する看護であること。

二 二人付特別看護加算2
当該患者が入院している保険医療機関の准看護師が専ら特定の患者二人を担当する看護であること。

ハ 二人付特別看護加算2
当該患者が入院している保険医療機関の准看護師が専ら特定の患者一人を担当する看護であること。

十五 特別看護長時間加算に関する基準

一日に十一時間以上行われる看護であること。

(1) 特別看護補助加算・特別看護補助長時間加算に関する基準等

特別看護補助加算を算定する患者に係る基準
病状から判断し常態として次の各号のいずれかに該当すること。

イ 体位変換又は床上起座が不可又は不能であること。

ロ 食事及び用便につき介助を要すること。

(2) 特別看護補助加算を算定する看護に係る基準

イ 二人付特別看護補助加算

① 病状により医師が必要と認め、看護を担当する者一名が専ら特定の患者二人を担当する看護であること。

② 当該看護補助者の行う看護の補助が当該患者が入院している保険医療機関の主治医又は看護師の指示を受けて行われることが認められた場合であること。

ロ 三人付特別看護補助加算

① 看護を担当する者一人が専ら特定の患者三名を担当する看護であること。

② 当該看護補助者の行う看護の補助が当該患者が入院している保険医療機関の主治医又は看護師の指示を受けて行われることが認められた場合であること。

イ 特別看護補助長時間加算に関する基準

長時間加算1

一日に十二時間以上十六時間未満行われる看護であること。

ロ 長時間加算2

一日に十六時間以上行われる看護であること。

十六 地域加算に係る地域区分

地域加算に係る地域区分は、別表第七の上欄に掲げる区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる地域及びこれらの地域に準ずるものとして厚生労働大臣が認める地域（別表第七において「特例地域」という。）とする。

十七 重症者等療養環境特別加算の施設基準

(1) 常時監視を要し、隨時適切な看護及び介助を必要とする重症者等の看護を行うにつき十分な看護師等が配置されていること。

(2) 個室又は二人部屋の病床であつて、療養上の必要から当該重症者等を入院させるのに適したものであること。

十八 療養病棟療養環境加算の施設基準

(1) 療養病棟療養環境加算 1

イ 長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

ロ 長期にわたる療養を行うにつき必要な器械・器具が具備されている機能訓練室を有していること。

ハ ロに掲げる機能訓練室のほか、適切な施設を有していること。

二 医療法施行規則第十九条第一項第一号、第四号及び第五号に定める医師及び看護師等の員数以上の員数が配置されていること。

(2) 療養病棟療養環境加算 2

イ 長期にわたる療養を行うにつき適切な構造設備を有していること。

ロ 長期にわたる療養を行うにつき必要な器械・器具が具備されている機能訓練室を有していること。

ハ ロに掲げる機能訓練室のほか、適切な施設を有していること。

二 医療法施行規則第十九条第一項第一号、第四号及び第五号に定める医師及び看護師等の員数以上の員数が配置されていること。

(3) 療養病棟療養環境加算 3

イ 長期にわたる療養を行うにつき適切な構造設備を有していること。

ロ 機能訓練室のほか、適切な施設を有していること。

ハ 医療法施行規則第十九条第一項第一号、第四号及び第五号に定める医師及び看護師等の員数以上の員数が配置されていること。

十九 診療所療養病床療養環境加算の施設基準

(1) 診療所療養病床療養環境加算 1

イ 長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

ロ 機能訓練室のほか、適切な施設を有していること。

ハ 医療法施行規則第二十一条の二に定める医師及び看護師等の員数以上の員数が配置されていること。

二十 診療所療養病床療養環境加算 2

イ 長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

ロ 機能訓練室を有していること。

ハ 長期にわたる療養を行うにつき十分な医師及び看護師等が配置されていること。

二十一 褥瘡対策の基準を満たしていること。

皮膚泌尿器科若しくは皮膚科又は形成外科を標榜している保険医療機関であること。

重症皮膚潰瘍を有する入院患者について、皮膚泌尿器科若しくは皮膚科又は形成外科を担当する医師が重症皮膚潰瘍管理を行うこと。

重症皮膚潰瘍管理を行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。

二十二 緩和ケア診療加算の施設基準等

緩和ケア診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けていること。

二十三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十三条の四第一項の規定により都道府県知事が指定する精神病院であること。

（2）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の四第一項及び第三十四条第一項から第三項までの規定により入院する者のために必要な専用の病床を確保していること。

二十三 精神病棟入院時医学管理加算の施設基準

- (1) 医療法施行規則第十九条第一項第一号（同号中「精神病床及び療養病床」とあるのは「療養病床」とする。）に定める医師の員数以上の員数が配置されていること。
- (2) 当該地域における精神科救急医療体制の確保のために整備された精神科救急医療施設であること。

二十四 児童・思春期精神科入院医療管理加算の施設基準等

- (1) 二十歳未満の精神疾患を有する患者を概ね八割以上入院させる病棟であること。
- (2) 当該病棟に常勤の医師が二名以上配置されており、このうち一名以上は精神保健指定医（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項の規定による指定を受けた医師をいう。以下同じ。）であること。
- (3) 当該病棟における看護師の数は、当該病棟の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (4) 二十歳未満の精神疾患を有する患者に対する療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (5) 二十歳未満の精神疾患を有する患者に対する療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

第九 特定入院料の施設基準

一 通則

- (1) 病院であること（診療所老人医療管理料を除く。）。
- (2) 看護は、当該保険医療機関の看護職員又は当該保険医療機関の主治医若しくは看護師の指示を受けた看護補助者が行うものであること。
- (3) 特定入院料を算定する病棟及び治療室等（精神療養病棟及び老人一般病棟入院医療管理料に係る包括病床群を除く。）以外の病棟において、入院基本料（特別入院基本料を除く。）を算定すること。
- (4) 厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法に規定する基準のいずれにも該当していないこと。

二 救命救急入院料の施設基準

(1) 救命救急入院料1の施設基準

- イ 都道府県が定める救急医療に関する計画に基づいて運営される救命救急センターを有している病院の治療室単位で行うものであること。
- ロ 重篤な救急患者に対する医療を行うにつき必要な医師及び看護師が常時配置されていること。

ハ 重篤な救急患者に対する医療を行うにつき十分な専用施設を有していること。

(2) 救命救急入院料2の施設基準

- 救命救急入院料1の施設基準の他、特定集中治療室管理料及び広範囲熱傷特定集中治療室管理料の施設基準と。

(3) 救命救急入院料に係る加算の施設基準

- 重篤な救急患者に対して高度な医療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(4) 救命救急入院料に係る減算の施設基準

- 重篤な救急患者に対する医療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三 特定集中治療室管理料及び広範囲熱傷特定集中治療室管理料の施設基準

(1) 通則

- イ 病院の治療室を単位として行うものであること。

ロ 集中治療を行うにつき必要な医師等が常時配置されていること。

- ハ 当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。

ニ 集中治療を行うにつき十分な専用施設を有していること。

(2) 特定集中治療室管理料に係る減算の施設基準

- 重症者等を概ね九割以上入院させる治療室であること。

四 新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料の施設基準

(1) 病院の治療室を単位として行うものであること。

(2) 集中治療を行うにつき必要な医師等が常時配置されていること。

(3) 当該治療室における助産師又は看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(4) 集中治療を行うにつき十分な専用施設を有していること。

五 (1) 一類感染症患者入院医療管理料の施設基準等

イ 一類感染症患者入院医療管理料の施設基準

ロ 病院の治療室を単位として行うものであること。

当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。

イ 一類感染症患者入院医療管理料の対象患者

一類感染症患者入院医療管理料の対象患者は、別表第八に掲げる者とする。

六 (1) 特殊疾患入院医療管理料の施設基準

イ 脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等を概ね八割以上入院させる病室であつて、病室を単位として行うものであること。

ロ 当該病室を有する病棟における看護職員及び看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。

イ 当該病室を有する病棟において、看護職員及び看護補助者の最小必要数の五割以上が看護職員であること。

ロ 当該病室を有する病棟において、看護職員及び看護補助者の最小必要数の二割以上が看護師であること。

イ 当該病室を有する病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

イ 小児入院医療管理料の施設基準

七 (1) 通則

イ 小児科を標榜している病院であること。

ロ 医療法施行規則第十九条第一項第一号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること。

ハ 特定機能病院以外の病院であること。

ニ 主として小児を入院させる病院にあつては、他に小児入院医療管理料を算定する病棟を有していないこと。

ホ 小児医療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

イ 小児入院医療管理料1の施設基準

イ 小児科の常勤の医師が五名以上配置されていること。

ロ 当該病棟において看護を行う看護師の数は、当該病棟の入院患者の数が一・五又はその端数を増すごとに一以上であること。

ハ 専ら十五歳未満の小児を入院させる病棟であること。

ニ 当該病棟の入院患者の平均在院日数が十四日以内であること。

イ 小児入院医療管理料2の施設基準

イ 小児科の常勤の医師が三名以上配置されていること。

ロ 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。

ハ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

ニ 当該病棟において、専ら小児を入院させること。

ホ 当該保険医療機関の当該病棟を含めた一般病棟の入院患者の平均在院日数が二十八日以内であること。

イ 小児入院医療管理料3の施設基準

イ 小児科の常勤の医師が一名以上配置されていること。

ロ 当該病棟（療養病棟及び老人病棟を除き、結核病棟又は精神病棟に限る。）における看護職員の数は、当該病棟（療養病棟及び老人病棟を除き、結核病棟又は精神病棟に限る。）の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ハ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

イ 小児入院医療管理料に係る加算の施設基準